

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊生企第308号

平成29年4月4日

通学路等における子供の犯罪被害防止対策の徹底について（通達）

通学路等における子供の犯罪被害を防止するための施策の実施については、「通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進について（通達）」（平成26年2月10日付け熊生企第177号ほか）等に基づき推進しているところであるが、先般、千葉県下において、小学3年生女兒が登校途中に行方不明となり、遺体で発見されるという殺人・死体遺棄事件が発生したほか、全国的に通学路等において子供が被害者となる凶悪犯罪が発生している。

この種事案は、被害者等の心身に深い傷を残すとともに、熊本震災後復興を目指す県民を不安に陥れるなど、社会に及ぼす影響が極めて大きいことから、未然防止対策が極めて重要である。

子供が被害となる凶悪犯罪を発生させないため、各所属においては、「わいせつ・声かけ事案分析システム」を活用するとともに、別添「通学路等における子供の犯罪被害防止対策の徹底について」（平成29年3月7日付け警察庁丁生企発第133号）の内容に配意し、通学路等における子供の犯罪被害防止に資する先制・予防的活動を強力に実施されたい。

※ 別添警察庁通達「通学路等における子供の犯罪被害防止対策の徹底について」については、警察庁ホームページをご覧ください。